



禁煙外来

■ 禁煙外来とは

禁煙外来とは、喫煙を単なる嗜好や習慣と捉えるのではなく、『ニコチン依存症』という病気として捉え、必要な治療を行うものです。「禁煙＝我慢」というイメージもありますが、近年医学的根拠に基づいた治療が可能となり、吸えなくてイライラする離脱症状を緩和しながら禁煙できるようになりました。一定の基準を満たしていれば、どなたでも健康保険を使用して受診できますので、喫煙を止めたいと思っている方は是非受診ください。

令和2年4月1日の法改正により、加熱式たばこ（電子たばこ）も治療対象となりました。

■ 禁煙外来の対象となる方

下記の全てに該当する方で医師が治療を必要と認めた方が対象です。

- ① 「禁煙治療のための標準手順書」に記載されているニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（TDS）で、ニコチン依存症と診断された方。
- ② 35歳以上の方については、[1日の喫煙本数]×[喫煙年数]が200以上の方。
※35歳未満の方は200未満でもよい。
- ③ 直ちに禁煙することを希望しており、「禁煙治療のための標準手順書」に則った禁煙治療について説明を受け、禁煙治療を受けることを文書により同意された方。

■ 受付方法

内科外来の受付で予約をして下さい。
(禁煙外来は第2木曜日午後、予約制になります)

